

工事の安全対策

申請工事の安全対策につきましては、次の対策を十分に行い協力会社の指導を徹底致します。
又、工事は申請期間内に実施致します。

1. 新設配管は全て内作場で製作した物をフランジで接続します。
2. 既設取り合い部の可燃物は完全に除去してから工事を実施致します。
3. 工事着工前には、施工課、協力会社、製造課との連絡を密にとり、安全対策の周知徹底を図ります。
4. 工事着工前には、毎日安全チェックシートを発行し安全確認の上、作業開始の指示をします。
5. 工事期間中は、施工課、協力会社、製造課の責任者を明確にして、作業を進めます。
6. 工事は生火の使用はありません。万一に備え、第5種小型消火器を準備致します。